

報道関係者 各位

令和8年10月1日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐々木 善 則

賃金指導官 田 原 啓 則

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田県最低賃金改定の周知・広報行動の実施について

(「秋田駅中央改札前」と「ぽぽろ一ど」でのポケットティッシュ配布)

秋田労働局は、令和8年10月14日(水)に発効する秋田県最低賃金「時間額1,090円」の周知・広報行動を下記のとおり実施します。

記

- 1 日 時 令和8年10月9日(金)
午前7時30分から45分程度
- 2 実施場所 「秋田駅中央改札前」と「ぽぽろ一ど」
- 3 実施方法 ポケットティッシュの配布

確認OK? 最低賃金
働く人も、雇う人も、忘れずに。

令和8年10月14日から 時間額 **1,090円**
秋田県最低賃金



賃金引上げの支援策
「賃上げ」支援助成金パッケージ
を活用しましょう

●最低賃金に関する問合せ
秋田労働局賃金室 (018-883-4266)
又は最寄りの労働基準監督署

最低賃金引き上げの支援策は
秋田労働局HPを確認



たしゅめたんは、厚生労働省が新設する政策の広報を行う「かめ(亀)」のキャラクターです。

※ 取材希望がある場合は、10月8日(木)正午までに秋田労働局賃金室(018-883-4266)担当 賃金指導官 田原あてご連絡ください。

秋田労働局による秋田県最低賃金改定の周知・広報行動（詳細）

1 目的

秋田県最低賃金の改定（1,031 円から 1,090 円、59 円引上げ）に係る効果的な周知を図る。

2 実施方法

通勤時間帯の労働者及び通学途上の学生等を対象に、広報用ポケットティッシュを配布し、最低賃金の周知・広報を行う。

3 実施場所

別紙位置図のとおり（のぼりが目印です。）

のぼり



「たしかめたん」

当日は、厚生労働省労働基準局が所掌する施策の広報を行う「かめ（亀）」のキャラクター『たしかめたん』もやってきて、周知・広報を行う予定です。